

事務処理フロー図

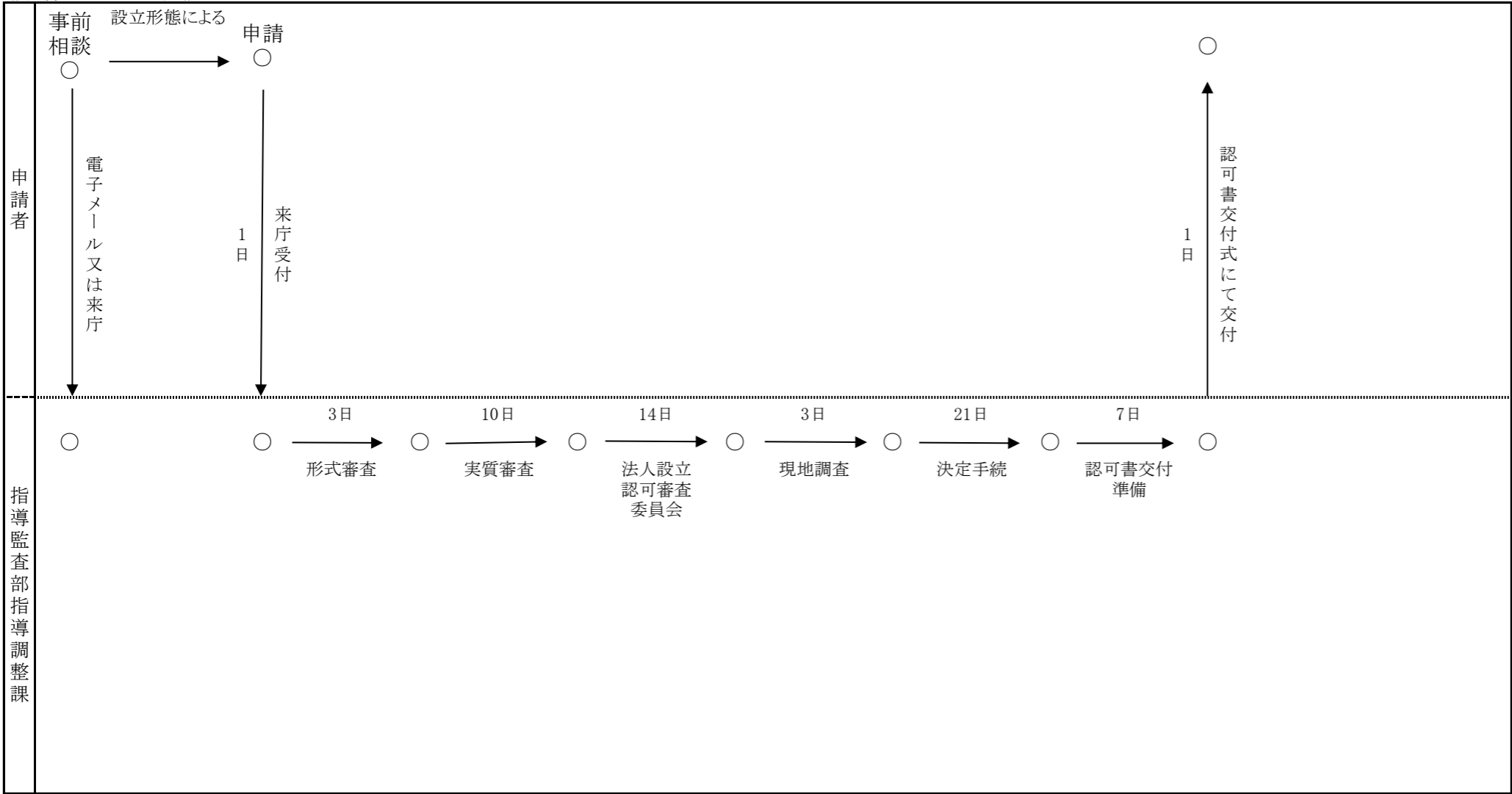
事務名	社会福祉法人の設立の認可
根拠法令	社会福祉法第32条

作成部署 福祉保健局指導監査部指導調整課社会福祉法人担当 電話34-531

《事務処理フロー図》

標準処理期間計 60日

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	事前相談	法人設立、事業許認可関係の準備状況の確認、申請書、添付書類等の作成方法等の助言指導
2	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
3	実質審査	審査基準を満たしているか審査 ※社会福祉法人審査基準、審査要領等
4	法人設立認可審査委員会	審査要領に基づき、法人の適格性等を審査 ※社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領準用
5	現地調査	法人本部、事業の実施(整備)状況等を確認
6	決定手続	審査の結果に基づき、認否を決定
7	認可書交付準備	認可書の製本、認可書交付式の準備、申請者への通知
8	交付	認可書交付式にて申請者に交付 法人設立後の事務処理、法人経営等の助言指導
9	※ 国・都等から施設整備費補助の交付を受け施設等を新設し法人を設立する場合は、手順が変わります。詳しくは、作成部署までお問い合わせください。	
10		